

近代日本鍼術の拠り所

濱田 淳・長尾榮 一

一、はじめに

近代日本鍼灸の中興の祖は、管鍼術を考案した杉山和一（二六一〇—一六九四）であると言っても過言ではない。和一が管鍼術を用いるようになったのは、一七世紀中頃と考えられるが、幕府公認と言われる江戸本所一つ目の「鍼治学問所」が発足した一六八二年以後全国に流布し、日本鍼術の主流となつて現在に至っている。

明治になると、新政府は近代西洋医学を積極的に採用し、漢方医学を排除する方針をたて、鍼術にも同様の処遇を与えた。すなわち明治四年（一八七二）十一月、『太政官布告』により鍼治学問所を廃し、明治七年（一八七四）七月発布の『医制』第五三条にみられるように「鍼治、灸治ヲ業トスル者ハ、内外科医ノ差図ヲ受ルニアラサレハ、施術スヘカラス」と、抑制政策を採つた。しかし、実際には具体的な制度のないまま、明治政府は明治一八年（一八八五）一月に『鍼術、灸術差許方』という通達を内務省から出し、その許可、取締りを各府県に委ねた。

一方、明治一一年（一八七八）八月より京都盲啞院において、また同一三年（一八八〇）二月より東京楽善会訓盲院（明治一七年「訓盲啞院」と改称）において、近代的な盲教育が開始された。その職業教育として、初めは封筒張りなどが行われていた。しかし、生徒や保護者の社会的要求もあつて、盲人の職業自立には伝統的な按摩術、鍼術が最適ということ

になり、翌年、その教育課程に取り入れられた。⁽¹⁾

二、楽善会訓盲院と東京帝国大学との関係

東京に設立された楽善会訓盲院では、明治一四年（一八八二）一月一日から按摩導引術、鍼術の教育を開始したが、明治一八年（一八八五）一月二日官立に移管され、文部省直轄学校となった。この時、文部省は「鍼治は古来殆ど盲人の専業に属したれども医術日進の今日従来の課業書によりて教授するは甚だ迂闊の嫌いなきにあらざるをもつて」という理由で教育課程の中から鍼術をはずし、按摩術のみとした。⁽²⁾

明治一九年（一八八六）より主幹（校長）に任命された東京帝国大学理科大学（現東京大学理工学部）教授兼教頭 矢田部良吉（一八三九—一八九九）は、「鍼治の効害並に之を盲人の手術として危険の恐なきや否や」という疑問をもち、東京帝国大学医科大学長 三宅 秀に調査を依頼した。⁽³⁾ 三宅は同大学外科助教授 片山芳林に調査を命じ、その回答は『鍼治採用意見書』として明治二〇年（一八八七）七月に矢田部に渡された。この内容を根拠として鍼術が訓盲院の教育課程に復活した。その内容は以下の通りであった。⁽⁴⁾

針治採用意見書

「訓盲啞院ニ於イテ盲人ヲシテ針治ヲ學バシムルノ利害得失ニ就テハ小官甚ダ確答スルニ苦慮ス然レドモ小官ガ曾テ元東京大学の命ニ因リ聊カ取調ベクル所アルヲ以テ今左ニ小官ガ意見ヲ開陳セント欲ス

抑モ針治ハ古ヨリ醫療ノ一法タルヲ以テ先ツ意ヲ其効用如何ニ注ギテ而後其利害得失ヲ視ル可キナリ、故ニ針治ノ効用ニ就テ之ヲ觀ルニ和漢ヲ問ハズ古ヨリ其書ニ乏シカラズ殊ニ本邦ニ於テハ杉山及石坂ノ著述ノ如キ近世最モ著明ナルモノト爲ス然レドモ其説ク所素ヨリ漢醫ノ流派ニ根拠シ未ダ之ヲ解剖ニ尋ネズ生理ニ正サズ又之ヲ病理ニ探ラザルヲ以テ

牽強附會ノ言タルヲ免カルル能ハザルナリ其説既ニ信ズルニ足ラザルコト此ノ如シ故ニ今之ヲ學理ニ徴シ其効用如何ヲ窮ムルノ必要ナルハ言ヲ俟タザレドモ實ニ是レ醫學上ノ難問ニシテ未ダ一朝ニ之ヲ判決スル能ハズ小官ガ確答スル能ハズト為スハ蓋シ此ニ在ルナリ然ラバ則今盲人ヲシテ之ヲ學バシム可カラザル乎否ナ小官ノ目撃スル所ニ拠レバ針治モ亦一定ノ病ニ在リテハ稍ヤ見ル可キモノ無キニ非ズシテ而シテ毫モ其害アルニ非ザルナリ唯ダ小官ガ考案ニ拠レバ針治家ニモ多少ノ流派アリテ悉ク害ナシト言フ能ハズ啻ダニ害アルノミナラズ其之ヲ治法ニ用ユルヲ禁ズルモ不可ナキモノアリ、今其有害ニシテ決シテ採用ス可カラザル流派ト稱スルモノハ巨大ナル鉄針ヲ用ユルモノニシテ所謂鐵針家(或ハ之ヲ駿河流ト云フ)是レナリ目今東京府下ニ於テ斯ノ流派ヲ修ムルモノ多少アラン、個ハ針治採用上頗ル緊要の一点ナリ其他針治家ニシテ往々三菱針ナルモノヲ用キ放血ヲ行フモノアリ、以上ノ二者ハ訓盲啞院ニ於テ決シテ採用ス可カラザルヲ希望ス反之他ノ金又ハ銀製ノ最モ細針(勿論毫針ニモ大小数等アリテ病症ト局所トニ由テ選用ス)ヲ用ユル流派ノ如キハ盲人ヲシテ之ヲ修メシムルモ害ナキモノト思唯ス」

つまり、鍼治も一定の病にはやや効果があり、しかも害がない。巨大な鉄鍼や三稜鍼を使用することは避けて、細い毫鍼を使用するならば盲人に行わせても害がないであろうが、今後は解剖学、生理学、病理学など西洋医学に基づいた鍼治も行うべきであるというものであった。

この意見書の趣意は鍼術を容認したもので、これを基調に明治四四年(一九一)八月一四日の内務省令第一一号「鍼術灸術營業取締規則」、および昭和二二年二月二〇日の「按摩、鍼、灸、柔道整復等營業法」(現在の「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の前身)の立法の精神となっている。現行法では、第二条「…(前略)…、文部大臣の認定した学校または厚生大臣の認定した養成施設において、解剖学、生理学、病理学、衛生学、そのほか按摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師となるのに必要な知識および技能を修得した者であつて、…(後略)…」と規定され、現代日本における鍼灸術などが進むべき方向を明らかにしている。

片山はほぼ一年をかけて研究し、意見書をまとめたのであるが、それは実験などを行った結果によるものではなく、主に文献研究によるものと思われる。今回、その意見書の内容に極めて類似の内容をもつ論文を見出したので紹介する。

三、奥村三策の論文

明治一八年（一八八五）五月、医事新聞第一五七号に掲載された奥村三策（一八六四—一九二二）の次の論文は興味深い内容のものであった。なお、医事新聞掲載の論文は実見することはできなかったが、久木田七郎著『鍼術指南』の巻末付録に掲載されている。⁽⁵⁾

鍼術論

「偶ま東京大學に於て、按腹鍼治云々の事を聞く、依て聊か予が思想を述べ、同術諸君の明察を伺ふ。

石川縣 奥村三策述

夫れ鍼術は従来治療の目的に應用せし良法にして、和漢ともに是を用ひたり、然るに近世歐米諸國の醫法、我邦に行はるゝに及び、鍼治を主張する者大いに其數を減じたり、然れども予嘗て之を思考するに必ずしも無効のものとなし難く、若し病症に適當すべき地位を撰び施術するときは、屢ば奏効を見るなり、而して其効を奏するや、恐らくは皮下組織中に頒布する神經末梢に機械的の刺激を與え以て直達若くは反射性に其機能を興奮せしむるに因するならん、乃ち試むるに、神經露出部に鍼術を施すときは、末梢頒布の部に於て其作用を呈するを認む、之を以て是を察するときは、鍼術効用の理由は恰も彼電氣療法と同一般にして、只其強弱度を異にするのみとす。

又此鍼術を以て吸角或は刺戟藥塗擦法の如く、誘導の目的に供用するを得、今之を施さんと欲せば宜く、身體の造構各器の位置及血管神經の經過等及各器の官能を知得し、次て某器に何の變化ありて、何の病患を發するやを識らざる可からず、

若し之を知らずして猥に術を施すときは、啻に其効を奏せざるのみならず、却て危害を誘起することあり、例ば之を頸部に鍼術を施すの際誤て迷走神経を傷うときは呼吸筋痙攣して其機能を障碍し、又上喉頭神経を侵すときは呼吸機能不全となり、卒に窒息せんとするに至る如き之なり、尚上記の諸件を知得する後、術を適當の病症に施すときは、其効を奏するや決して疑を容れず、実に良法の一となすも豈恥ずべきの理あらん哉、故に諸君切に解剖學、生理學及病理學等を熟知して彼是相研究し且之を实地に驗し、然る後ち更に新法を發明して舊法を改良し、治療の目的に供用せられんことを冀望す、之予夙に思考する所なりと雖も奈何せん、眼盲ひ且不才なるを以て、十餘歳の久しきを経るも其目的を達する克はず、記して以て同術諸彦の明察を仰ぎ、乞はんと欲す。

但前述せし刺鍼は全長二寸二分にして、一寸六分を體內に刺入する者とす、然れども部分及病症に従ふて鉛直或は傾斜の方向を執り、又刺入の深淺を適度たらしむべし。」

類似点を箇条書きにしてみると、以下のようなになる。

(一) 奥村…東京大学に於て按腹、鍼治云々の事を聞く。…

片山…曾テ元東京大学の命ニ因リ聊カ取調べクル所アルヲ以テ…

(二) 奥村…必ずしも無効のものとなし難く、若し病症に適當すべき地位を撰び施術するときは、屢ば奏効を見るなり、

片山…針治モ亦一定ノ病ニ在リテハ稍ヤ見ル可キモノ無キニ非ズシテ而シテ毫モ其害アルニ非ザルナリ…

(三) 奥村…之を施さんと欲せば宜く、身體の造構各器の位置及血管神経の經過等及各器の官能を知得し、次て某器に何の變化ありて、何の病患を發するやを識らざる可からず、…(中略)…、解剖學、生理學及病理學等を熟知し

て…(後略)

片山…之ヲ解剖ニ尋ネズ生理ニ正サズ又之ヲ病理ニ探ラザルヲ以テ…

(四) 奥村…前述せし刺鍼は全長二寸二分にして、一寸六分を體內に刺入する者とす

片山…金又ハ銀製ノ最モ細針(勿論毫針ニモ大小数等アリテ病症ト局所トニ由テ選用ス)ヲ：

(五) 奥村…彼是相研究し且之を实地に驗し、

片山…之ヲ學理ニ徴シ其効用如何ヲ窮ムルノ必要ナルハ言ヲ俟タザレドモ：

以上のように、表現や論法および記述の順序には異なる部分もあるが、主要な箇所の内容はほぼ一致している。

四、奥村三策とその周辺

奥村三策は、元治元年(一八六四)、加賀藩士の長男として生まれ、幼くして失明し、七歳の時から按摩、鍼、灸、西洋医学を学んだ。⁽⁶⁾ 明治一八年(二八八五)五月、経緯は分からないが、奥村は前出論文を医事新聞に投稿した。その九月には勉学の志に燃えて上京し、訓盲啞院(前出の訓盲院が改称)に入学した。しかし、その学識の広さ、優れた技術のゆえに翌月、按摩助手に採用され、同一二月には按摩教授となった。前述したように、そこは当時、鍼術を除外して按摩術のみを教育していた機関であった。

翌年(二八八六)、矢田部が着任し、東京帝国大学に質問状を提出することになるのだが、一時中止していた鍼術について、矢田部が質問状を提出するようになる背景には、奥村を含む当時の教員の力が働いていたのではないかと思われる。そうでなければ、門外漢の矢田部は按摩術だけで事足りりとするはずである。また、鍼術を復活したいという教員からの要望に対して、矢田部は疑問をもったのであろう。一方、奥村ら教員側としても東京帝国大学からのお墨付きを得たかったのかも知れない。

矢田部が東京帝国大学に質問状を提出したのは、その経歴からみて当然のことと考えられるが、東京帝国大学において按摩術や鍼術に関する検討がなされているという情報は、二つの史料より、おそらく奥村からのものと推測される。

奥村、矢田部、三宅、片山、東京帝国大学のつながりは歴史に埋没して知る由もないが、いくつかの事実は、これを裏書きしている。

矢田部の在任中、奥村の教え子であった富岡兵吉（一八六九—一九二五）が、明治二四年（一八九一）三月に東京盲啞学校（明治二〇年、「訓盲啞院」を改称）を卒業するとすぐに、東京帝国大学附属医院（現東京大学附属病院）の按摩方（マッサージ師）として就職した。当時は、マッサージが日本に伝えられて間もない頃であり、イギリスで近代マッサージ師が誕生する五年前であった。しかも、視覚障害者である富岡が第一号の病院マッサージ師となったことはさらに驚くべきことである。

また、明治三〇年代に奥村らは東京帝国大学内科教授 三浦謹之助の鍼の実験研究の術者として協力し、三浦は第二回日本医師会総会において、「鍼治について」という発表を行った。さらに奥村の在職中、三宅や三浦は東京盲啞学校同窓会に呼ばれて講演し、同校の顧問医師にもなっていた。

五、結 語

近代日本鍼術の拠り所は、東京盲啞学校から出された質問状に対する東京帝国大学からの回答『鍼治採用意見書』にある。その内容は、

（一）鍼は細い毫鍼を用い、一定の病には効果があるが、害はない。また、盲人に行わせてもよい。

（二）今後は解剖学、生理学、病理学を基調として研究を進める必要がある。

というものであり、鍼術が盲教育課程に復活した根拠として、また、その後の鍼術関連の立法の精神として、近代日本鍼術の思想的基盤となっている。

そして、意見書の趣旨を導き出すにあたり、奥村三策の医事新聞への投稿論文が参考として利用された可能性が高い。

【引用・参考文献】

- (一) 東京盲学校『東京盲学校六十年史』、一一六一—一二三頁、一九三五(昭和一〇年)
- (二) 東京盲学校『東京盲学校六十年史』、一五三頁、一九三五(昭和一〇年)
- (三) 長尾榮一、他「教員練習科前史」、筑波大学理療科教員養成施設創立九十周年記念事業実行委員会編『筑波大学理療科教員養成施設創立九十年誌』、一〇頁、一九九三(平成五年)
- (四) 東京盲学校『東京盲学校六十年史』、一六九—一七〇頁、一九三五(昭和一〇年)、
奥村三策「鍼術論」、久木田七郎『鍼灸指南』一一七一—一九頁、誠之堂、東京、一九〇八(明治四一年)
- (五) 中野善達、加藤康昭『わが国特殊教育の成立』、東峰書房、一九六七(昭和四二年)

(筑波大学理療科教員養成施設)

The Authentication of Modern Japanese Acupuncture

by Jun HAMADA and Eiichi NAGAO

The Meiji Government that modernized Japan decided the direction which adopted Western medicine positively and eliminated Oriental medicine, and carried out the policy to inhibit acupuncture (1874).

However, there was no concrete system until 1885, when the Ministry of Home Affairs issued a report to entrust the permission and superintendence of acupuncture to each prefecture.

On the other hand, modern education for the blind was begun in various parts of the country in 1878, and acupuncture was adopted as a vocational course. The Rakuzenkai Blind School began Anma and acupuncture in 1881, but in 1885 acupuncture was removed from the curriculum and put under the direct control of the Ministry of Education. The Principal of the School, Ryokichi Yatabe, had doubts about this and sent a question to Tokyo Imperial University.

The answer to it (1887) was to recognize acupuncture, and this recognition became an admission of the revival of acupuncture in the course of blind education and the basis of the thought in legislation for modern Japanese acupuncture.

There is a high possibility that the reply to Yatabe was influenced by the article of Sansaku Okumura (1864-1912), a blind man in Kanazawa City, which appeared in the 157th issue of “Iji Shimbun” (1885).